

## 笠間市議会議会運営委員会記録

令和7年2月19日 午前9時56分開会

### 出席委員

委員長	村上 寿之 君
副委員長	安見 貴志 君
委員	河原井 信之 君
〃	内 桶 克之 君
〃	益 子 康子 君
〃	田 村 泰之 君
〃	西 山 猛 君

### 欠席委員

委員	大 貫 千 尋 君
----	-----------

### 委員以外の出席議員

議長	畑 岡 洋 二 君
----	-----------

### 出席説明員

総務部長	後 藤 弘 樹 君
------	-----------

### 出席議会事務局職員

議会事務局長	山 田 正 巳
議会事務局次長	堀 内 恵美子
次長補佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久

### 議事日程

令和7年2月19日（水曜日）

午前9時56分開会

- 1 開会
- 2 案件
  - (1) 令和7年第1回笠間市議会定例会について
  - (2) その他

---

午前9時56分開会

○村上委員長 議会運営委員会委員の皆様及び議長におかれましては、会議に出席を賜りありがとうございます。本日は令和7年第1回笠間市議会定例会の提出議案及び会期日程並びに議案等の取扱いについて協議を願いたく会議を開いた次第でありますのでよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は7名であります。欠席委員は大貫千尋君であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員以外に、議長、総務部長、議会事務局より局長、次長、次長補佐、係長が出席しております。本日の会議の記録は書記の次長補佐をお願いいたします。

また傍聴の申出がございますので報告いたします。

---

○村上委員長 会議に先立ち、議長より挨拶をお願いいたします。

議長お願いします。

○畑岡議長 おはようございます。

毎日忙しいところ議会運営委員会を開いて頂きありがとうございます。そして来週から始まる予定の令和7年第1回定例会に向けての事前の集まりということでよろしくお願い申し上げます。

また、前回いろいろな意見が出て、しっかりと議論できるという意味ではいいことだと思っておりますので、ハラスメント条例に関するものをしっかりと議論して頂いて、できる限り早く、条例をこの第1回定例会で決定できればと思っておりますので、皆さんよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○村上委員長 ありがとうございます。ここで議長が退席されます。

---

○村上委員長 それではこれより協議事項に入ります。

(1) 令和7年第1回笠間市議会定例会についてを議題といたします。

初めに、①令和7年第1回笠間市議会定例会の招集告示についてであります。資料のとおり本日招集告示がされたところであります。

次に、提出議案等について総務部長より説明願います。

総務部長後藤弘樹君をお願いします。

○後藤総務部長 令和7年第1回定例会には、資料一覧表のとおり、現時点で諸般の報告1件、議案60件、合わせて61件の提案を予定させて頂いております。

内容につきまして概略を説明させて頂きます。

提案の1、諸般の報告、専決処分報告についてでございます。損害賠償の額を定め和

解することについてございまして、こちらは令和6年12月4日に岩間支所駐車場におきまして、職員が公用車を駐車しようとしたところ、相手側の車がバックで走行してきて公用車の左前方と相手側の左後方部が接触した事故でございます。この接触によりまして相手方の車が損傷したため、責任割合は市が30%、相手70%といたしまして、市は相手側に5万5,925円を支払うものでございます。

続きまして提案の2から提案の6、議案、笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることにつきましては、令和7年3月31日任期満了となるため、条例に基づきまして専門的知識を有する委員2名、こちらは議会事務局で選定、公募による委員3名を秘書課で募集するものを合わせて5名の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

提案の7、議案、笠間市監査委員の選任に同意を求めることにつきましては、地方自治法196条第1項の規定によりまして、監査委員の選任について議会の同意を求めるものでございまして、令和7年3月31日、現在の荻谷正氏の辞職に伴うものの同意を求める議案でございます。後任に浅野昇氏の選定を予定をしております、識見を有する者の任期4年ということで、令和7年4月1日から令和11年3月31日までの予定となっております。

提案の8から提案の26の議案、笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることにつきましては、農業委員会法第8条の規定に基づきまして、任命について議会の同意を求めるもので、詳しくは2月21日の全員協議会で説明をする予定でございます。

提案27、議案、笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、令和6年人事院勧告に基づきまして給与改定を実施するもので、初任給をはじめ若年層に重点を置き、全ての職員を対象に給与を引き上げるものでございます。

続きまして、提案28の議案、笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、大規模災害が発生した際に、職員の応急作業等に従事した場合に新たに災害応急手当を支給するため関係条例の一部を改正するものでございます。

提案29、議案、笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業、介護休業等育児または家族介護に行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に基づきまして、仕事と生活の両立支援の拡充を図るための関係条例の一部を改正するものでございます。

提案30の議案、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、法律の一部改正に伴いまして、用語の一部を追加することにより、市条例の引用条項の号ずれを改めるものでございます。

提案31の議案、笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例につきましては、県におきまして令和5年5月に施行されました盛土規制法と規制内容の一部が重複する部分を整理するため、市において規制内容の一部の重複の整理と規制の強化となる許可対象面積を引下げを5,000平米以下から3,000平米以下にする改正を行

うものでございます。

提案32の議案、笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国保税の税率改正に伴う条例の一部を改正するもので、令和7年度に現行の保険税率を県が示す令和6年度の標準保険税率3分の1を引き上げる内容の条例改正でございます。

提案33の議案、笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、栄養士の配置に求めている部分につきまして、管理栄養士を追加するものでございます。

提案34の議案、笠間市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、宅地造成及び特定盛土規制法に関する事務の一部につきまして、茨城県から権限移譲を受け、笠間市が実施することとなる中間検査の申請手数料を定めるため、条例の一部改正を行うものでございます。

続きまして、提案35の議案、笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに35年以上の区分を追加するため、本条例を改正するものでございます。

提案36の議案、笠間駅北区画整理整備基金条例を廃止する条例につきましては、本事業に要する資金に充てるために設置した基金でございまして、事業完了によりその目的が達せられたことから本条例を廃止するものでございます。

提案37の議案、笠間市手数料条例の特例に関する条例でございます。こちらは住民票や税の証明書などを市の窓口の交付でなく、コンビニ交付の利用促進を目的に、特例期間におきましてコンビニ交付の手数料を10円とする事業を実施するため、条例の改正を行うものでございます。

提案38から提案の40、指定管理者の指定につきまして、笠間市立つつじ公園、笠間駅北口駐車場、笠間市宮笠間駅北口自転車駐車場の3施設につきまして、観光協会を指定管理の候補者と選定をいたしましたので、その決定につきましての議案を提案するものでございます。

続きまして、提案41の議案、工事請負契約の締結につきましては、予定価格が議会の議決を付すべき契約に関する規定に基づきまして議会の議決を求めるもので、工事の内容といたしましては、常磐自動車道に架かる橋梁3橋の修繕工事を行うものでございます。入札が令和7年2月18日、仮契約が25日の予定で、落札者が株木建設株式会社の予定でございます。

続きまして、提案42の議案、新市建設計画（第二回変更）につきましては、平成17年3月策定、平成26年度に1回目の変更をいたしました新市建設計画につきまして、平成30年度の法改正を受けまして最大令和12年までの延長が可能となることから、現計画の予定事業や新たな課題に的確に対応できるよう計画期間の延長を含めた計画を行うため、法律に基づき議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、提案43の議案、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更する協議につきましては、令和7年4月1日から日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合の協議会加入による構成団体の変更のため協議を行うものでございます。

提案44から提案52の議案、令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）から、令和6年度笠間市下水道会計補正予算（第3号）までの9会計の予算につきまして、国県補助金の確定や事業の執行見込み等によりそれぞれ予算の補正を行うものでございます。

提案53から提案60までの議案は、令和7年度笠間市一般会計予算から令和7年度笠間市下水道会計予算まで9会計の当初予算につきまして提案をするものでございます。

また、前回の議会運営委員会で提出予定としておりました諮問、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて、議案、笠間職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について、議案、笠間職員の旅費に関する条例及び笠間市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、なお調整が必要であることから、次回以降の定例会へ先送りをさせて頂きたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○村上委員長 以上で説明が終わりました。

議案等の取扱いについて質疑等がありましたら挙手によりお願いたします。何かありますか。

はい、田村泰之委員。

○田村泰之委員 議案第37号笠間市手数料条例の特例に関する条例について、もう一度お願いたします。

○村上委員長 総務部長後藤弘樹君。

○後藤総務部長 笠間市手数料条例の特例に関する条例ということで、住民票や税の証明書などを市役所や支所において窓口で交付をしているものがございますが、窓口ではなくコンビニ交付の利用促進を目的に、コンビニの交付の手数料を10円とすることでコンビニ交付を推進するという目的で事業を実施したいと考えておまして、そちらの手数料条例の特例に関する条例となっております。

よろしくお願いたします。

○村上委員長 はい、田村委員。

○田村泰之委員 10円上がるということ。

○村上委員長 はい、総務部長。

○後藤総務部長 10円で交付を受けられるというものでございます。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 ほかありますか。

なければ、これで了承願います。

次に、③会期日程（案）について事務局より説明願います。

事務局次長堀内恵美子君、よろしく申し上げます。

○堀内議会事務局次長 タブレット資料03、会期日程（案）を御覧頂きたいと思います。

前回の議会運営委員会や全協でもお示ししたとおり、会期は2月26日水曜日から3月18日火曜日までの21日間としております。

議事の内容についてですが、請願陳情につきましては郵送による陳情が2件ございました。

一般質問の通告締切りは初日2月26日の午前中、議案質疑の通告締切りは同日午後5時まで、討論の通告締切りは一般質問最終日の3月14日午前中までとなります。

3月11日を議事整理のため休会とし、3月12日から14日の3日間を一般質問といたします。

また、2月28日本会議終了後に予算特別委員会を開き正副委員長の選出をして頂きます。それが終わりましたから議会運営委員会を開催し一般質問の発言順番等について協議をお願いいたします。

なお、明後日21日の全員協議会で予算特別委員会の委員は選出予定でございます。

説明は以上です。

○村上委員長 以上で説明が終わりました。

この件については、先月の全協でも報告し了承を得ているところですが、改めてお諮りいたします。

会期日程（案）について、このとおりに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、ただいま決定いたしました会期日程（案）につきましては、第1回定例会において委員会から報告いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、④議案等の取扱いについて事務局より説明願います。

事務局次長堀内恵美子君、申し上げます。

○堀内議会事務局次長 議案等の取扱いについて御説明いたします。タブレット資料04、議事日程第1号を御覧ください。

日程第1、会議録署名議員の指名について、今回は議席番号4番鈴木議員と5番川村議員となります。

日程第2、会期の決定については議会運営委員会村上委員長から会期日程について報告を受けまして、2月26日から3月18日までの21日間とする会期の決定を行います。

日程第3、諸般の報告については先ほど総務部長から説明がありました1件の報告がございます。また、会議規則第167条第1項ただし書の規定に基づき議員派遣を行いました。去る2月14日に実施されました茨城県市議会議長会主催の令和6年度第2回議員研修会について報告をいたします。

日程第4、施政方針についてですが、市長より施政方針の報告がございます。

日程第5、選挙第1号、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、広域連合議会議員の任期満了に伴い選挙を行うものです。なお、選挙の方法は21日に開催される全協で御協議を頂きます。

日程第6、議案第2号から第6号の笠間市政治倫理審査会委員の選任同意を求めることについて、日程第7、議案第7号の笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて、日程第8、議案第8号から議案第26号の笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについては、提案理由の説明の後、即決でお願いをしたいと思います。なお、即決議案につきましては別に掲載させて頂いておりますタブレット資料05即決議案一覧表を御覧頂きたいと思います。

資料の04に戻りまして、日程第9、議案第27号の笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第23、議案第43号の茨城消防救急無線指令センター運営協議会規約の一部変更に関する協議についてまでの17議案については、執行部から提案理由の説明がございます。

日程第24、議案第44号の令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）から議案第52号の令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）までの9議案につきましては、執行部から提案理由の説明を受け、議案に対する質疑の後、補正予算審査のため、タブレット資料06議案付託区分表（補正予算）のとおり所管の常任委員会に付託いたします。なお、補正予算に関する質疑は通告なしの質疑とさせていただきます。

資料04に戻ります。日程第25、議案第53号の令和7年度笠間市一般会計予算から議案第61号の令和7年度笠間市下水道事業会計予算までの9議案につきましては、執行部からの提案理由の説明がございます。

初日の議事日程は以上でございます。

続きましてタブレット資料07、議事日程第2号を御覧頂きたいと思います。

日程第1、会議録署名議員の指名についてでございますが、会期中につきましては、会議録署名議員に変更はございません。

日程第2、議案第27号の笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから議案第43号の茨城消防救急無線指令センター運営協議会規約の一部変更に関する協議についてまでの17議案につきましては、議案質疑の後、タブレット資料08議案付託区分表のとおり所管の委員会に付託いたします。

資料07に戻ります。日程第3、議案第44号令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）から議案第52号令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）までの各会計の補正予算9議案につきましては、午前中に開催した常任委員会の審査及び結果について委員長報告の後、質疑討論採決を行います。

日程第4、議案第53号令和7年度笠間市一般会計予算から議案第61号令和7年度笠間市

下水道事業会計予算までの各会計の新年度予算9議案につきましては、予算特別委員会を設置いたしまして議長から委員を指名した後、タブレット資料08議案付託区分表のとおり、予算特別委員会に付託をいたします。

説明は以上です。

○村上委員長 以上で説明が終わりました。

議案等の取扱いについて何かありましたら挙手によりお願いいたします。

何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 なければ質疑を終了します。

それではお諮りいたします。

議案等の取扱いについて、ただいまの説明のとおり決したいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、⑤請願陳情について事務局より説明願います。

事務局次長堀内恵美子君、お願いします。

○堀内議会事務局次長 請願陳情について御説明させていただきます。

タブレット資料09請願陳情文書文書表を御覧頂きたいと思えます。

今回陳情2件が提出されております。

初めに、陳情第7-1号議会の審議においてどの議員がどの議案に賛成、反対、棄権したか分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情。

次に、陳情第7-2号市民とともに、いじめ、自殺、児童虐待犯罪等を減らす取組についての陳情については、郵送による提出であり、申合せ事項第145条の1に基づき、委員会へは付託せず議長預かりになるものと思われま。

説明は以上です。

○村上委員長 以上で説明が終わりました。

請願陳情の取扱いについて質疑等ありましたら、挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 なければ質疑を終了いたします。

それではお諮りいたします。

請願陳情については、ただいまの説明のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

その他執行部で案件報告等がなければ、ここで退席願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 暫時休憩します。

〔執行部退席〕

午前10時19分休憩

---

午前10時20分再開

○村上委員長 休憩を解いて会議に入ります。

次に（２）その他としまして、ハラスメントに関する条例についてですが、1月14日に開催された議会運営委員会において、条例案の内容を委員の皆様にご了承いただいたところで、その後、1月21日の全員協議会において御意見があり、1月31日を期限として会派ごとに意見の取りまとめを行いました。

本日は、頂いた御意見をもとにした条例の修正案の内容を説明いたしたいと思います。事務局より説明願います。

事務局次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 それではタブレット資料一番上のハラスメント条例という別なフォルダーになっております。お開きください。

資料01条例修正案を御覧頂きたいと思います。

初めに1ページでございます。笠間市議会のハラスメント防止条例の原案については、先月開催された議会運営委員会、全員協議会で御説明をさせて頂きました。全員協議会で御意見を頂き、1月末日までの締切りで各会派から内容に関する修正等や御意見ある場合は事務局まで御提出頂くということで通知をいたしまして、市政会、かさま未来の二つの会派から提出がございました。

次に、2ページを御覧頂きたいと思います。こちらは市政会から頂いた修正案でございます。条文ごとに上から申し上げたいと思うのですが、初めにタイトルなのですが、条例のタイトルについては、「防止」ではなく「根絶」または「根絶に関する条例」と改めるという内容でございます。また、合わせまして第1条の目的の後半の部分になりますが、赤字になっておりますが、「議員によるハラスメントを防止する措置を講じることによって、議会からハラスメントを根絶し、市民に信頼される議会を実現することを目的とする」という修正点でございます。

次に第3条第1項になります。最後の部分で「防止根絶」を「根絶」というところを削除し、「防止に努めなければならない」というような形で修正になっております。

次に第4条では「議員によるハラスメントがあると認めるときは、別に定めるところにより」という文言を加えて、「ガイドラインにより適切に必要な措置を講じなければならない」という内容に修正をしております。

次に、第7条の事実関係の把握等と第8条の相談窓口の設置については、窓口が設置された上で事実関係等の把握が行われるという順序となるため、7条と8条の順番を入れ替えるということになっております。その上で、第8条には「別に定めるところ」、それはガイドラインを指すということになりますが、それを加えております。

続いて第10条になります。先ほど条文7条と8条を入替えたことによりまして、7条と8条というところを修正いたしまして、「議員によるハラスメントがあったと認められる場合は」の後に、4条と同様に「別に定めるところによる」と追記し、そこはガイドラインを示すということでございます。

最後に第11条の委任については冒頭の「この条例に定めるもののほか」という部分を削除し、その後半を生かして「この条例の施行に関し必要な事項は」というような形で修正をするという内容でございました。

続いて3ページを御覧ください。こちらは、かさま未来の修正案でございます。

第1条の目的ですが、2段目の「ハラスメント防止し」の後の「及び」を削除するという点。

第3条では、第3行目の「ハラスメントの防止根絶」という部分について「根絶」を削除するという点。

第4条では、「議員によるハラスメントがあると認めるときは」の後に「笠間市議会ハラスメント防止等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という）に基づき」という文言を追加し、ガイドラインを議長の責務の規定に明記するという表記を加えております。

これを受けまして、第7条、第8条に「ガイドラインに基づき」という文言を加えております。

最後に第1条の部分は市政会の御意見同様、冒頭の「条例に定めるもののほか」という部分を削除するという内容でございました。

次に4ページをお開きください。これらの御意見を踏まえましてまとめました修正案でございます。

条例のタイトルについては「防止」を「根絶に関する」と改めております。

第1条の目的の後半部分は、「議員によるハラスメント防止する措置を講じることによって議会からのハラスメントを根絶し、市民に信頼される議会を実現することを目的とする」ということにしております。

また第3条の第1項の「根絶」については御意見のとおり削除し、第4条の部分に議長の責務として「議長は議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない」とした後に、第2項として新たに「議長はハラスメント防止等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という）を定め周知徹底を図るよう努めなければならない」という文言

を追記しまして、ガイドラインを条例上に位置づけるように記載するようにいたしまして、その後の条文中に別に定めるところであります。それはガイドラインを指すというように明確にしております。

次に、第6条の部分になりますが、こちらは総務課のほうで例規に関する予備審査を行った中でチェックがあったものになりますが、原案の「議長が調査の対象になったときは」、この表現がちょっと曖昧であるということで、「議長がハラスメントの当事者となった場合は」という表現のほうの方がよろしいのではないかというアドバイスを頂きました。

また、議長及び副議長が当事者になるということも想定されます。その際には、「議長及び副議長除く年長の議員が」という議長の職務代理代行を行うという文言を追記してございます。

次に、第7条と第8条の順番は入替えをしております。第7条の相談窓口の設置及び苦情相談の申出及び相談についてはこの後御説明いたしますが、相談を受ける際の様式など、条例の施行規定として定めることといたします。ここでは別に定めるところというものは規定を示すということになっております。

次に第8条で「ハラスメントに関する苦情の申出があったときには、ガイドラインに基づき、速やかに事実関係を把握しなければならない」と記載しております。

第10条では条文を入替えた後、「第8条の規定により、他議員によるハラスメントがあったと認められる場合はガイドラインに基づき必要な措置を講じなければならない」としてしております。

第11条につきましては頂いた御意見のとおり冒頭の部分を削除しております。

条例については以上になります。

それとタブレット資料の02については、今の四つの案を横に並べて対比できるような形の比較表を参考に作成しておりますので、こちらは後ほど確認のため御覧頂ければと思っております。

最後に03の資料をお開き頂きたいと思っております。

条例を制定するに当たりまして、ガイドラインのほか事務取扱い上必要な相談を受けた場合の様式などを定める施行規程を定める必要がございます。本条例の施行規程案については、議員によるハラスメントの相談があった場合の様式等について、ガイドラインに記載がない事務取扱い上必要な事項について定めるものでございます。

第2条に条例第7条の相談窓口について議会事務局に置くこと。また相談があった場合の相談整理票の様式を定め、相談者が調査を希望する場合は申立てとして取り扱うということに記載しております。

第3条では議長に対する調査申立て書、第4条では申立てに対する結果報告書の様式を定めております。

説明は以上でございます。

○村上委員長 以上で説明が終わりました。

この件について何かございますか。

暫時休憩します。

午前10時29分休憩

---

午前10時31分再開

○村上委員長 休憩を解いて会議を再開します。

ほかに御意見等あれば。

内桶委員。

○内桶克之委員 条例の修正案ありがとうございました。基本的にはこれで私もいいと思います。ただ根絶という言葉を使うに当たって、ガイドラインが先にできているので、ガイドラインに根絶という文字がないのにここで使っていくということが少し疑問はあるのですが、最終的な目的は根絶というところを目的にしているということなので、防止のガイドラインがあって、根絶を目指すということになるので、基本的にはこれでいいと思います。

また施行規程のところ、規程はガイドラインの規程には当たらないので、規程の部分は別に定めるところが規程だけになってしまうので、ここでガイドラインを出して、それに基づいて事務的な手続を進めるということで、この文言で私もいいと思いますので、基本的にはこれで大丈夫だと思います。

以上です。

○村上委員長 ほかございますか。

それでは、お諮りいたします。

ただいまの条例修正案の内容で、2月21日の全員協議会において内容を説明し、御了承を頂ければ、第1回定例会において当委員会からの提出議案とすることよろしいでしょうか。

西山委員。

○西山猛委員 ちょっと気になったのは、議長の冒頭の挨拶で、3月の第1回定例会の中で、何でもかんでも条例化してくれみたいに示されたように思ったのです。いま田村泰之委員も言ってたけど、もっと違う角度から見る。ハラスメントは社会悪みたいな表現をしていますけども、これは受け手側があってということだと思うのです。例えば、地域性の話しました、地域性でいうと茨城って言葉悪いのです、言葉悪いのでそれを取り方によっては、聞き入れたくない人がハラスメントだという表現もあるのです。そうすると、せっかくの先輩だったり本人を本当に慮った人が意見を言ったときに、それを素直にとらない人がハラスメントだというと、何でもかんでもハラスメントになっちゃうのじゃないかと思うのです。そこを理解した中でこういう条例を作っていくべきだと思います。ほぐして、

ほぐして。私は意見を今まで言わなかったのは委員長だったから言わなかったのです、委員長だから皆さんの意見を酌み取って整理する役目だから。でも、議会の代表である最大権限を持っている議長が、早くハラスメント条例を作れよとやっちゃうと、何かわからないうちに物事が進んでしまいます、ハラスメントって何という。いろいろなものがある中で、何と言ったときに、自分たちで分かっているなければ、意識改革にならないだろうし、条例があるからすぐ、その条例を持ち出す話になるのじゃないですか。そしたらつまらない、ぎこちない議会あるいは行政の感覚になってしまうじゃないですか。本物って、どこいっちゃうというのが懸念されるので、理解した上で、そういう対象になった人をこの条例をもって救済できるように、その人たちに寄り添えるような、そういう条例にしたほうがいいと思うのです。淡々と順を追って議会運営委員会で全員協議会で本会議でということよりも、本当に分かっているのですかというのが大事だと思うのです。田村泰之委員の感覚に似ていると思うのですけど。馬鹿って言ったときに、馬鹿の中の度合いがあるわけですよ。でも言われたほうは馬鹿って言われたっていうことにハラスメントってこういう条例を持ち出されると、あまりふさわしくない。勇み足、前のめりにならないほうがいような気がします。それは地域性も含めて。言葉のあやというのもあると思います。だから慎重に議会運営委員会では取り扱うべきだと思っています。

○村上委員長 暫時休憩します。

午前10時37分休憩

---

午前11時00分再開

○村上委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

いろいろな御意見ありがとうございます。この案件に対して、一度全協に出して、全協で皆さんの意見をもう一度確認をして、それで、もう一回議運で協議するという流れで決めたいと思います。3月の定例会でこれを条例化するというのではなく、ちょっともんで・・・

○西山猛委員 いいですか。言っちゃいますよ。それが民主的じゃないというのです。要するに、全員協議会で諮ってみましょう、その中で意見を酌み取りましょうと。その酌み取った意見の中に絶対3月でやれよというのが大半だったらやるべきなのです。そうでしょ。我々の大事なことは、この意見をここで残したことが大事なのです。一人で牛耳っているわけじゃないのだから。だから議長の意見は違和感があったということです。でも、その違和感を考えたときに、3月は危険じゃないのと言っているのです。だからもっとほぐせと。震源地は議長なの、言わせている。だから議会運営委員会の中間報告として、まずは全協に見せましょう。それだけでいいのじゃないですか。

○村上委員長 今、西山委員から貴重な意見を頂いたのですが、3月の定例会で、これを条例化しなくちゃいけないという判断をする議員もいると思います。そのような議員が多

ければ条例化をする方向で持っていく。そうでなければ・・・

〔「なければじゃなくて・・・」と発言する者あり〕

○村上委員長 まずは全協で諮るということが筋なのですが、全協できちんと報告して、全協の中でその答えが出ると思うのですが、その答えに応じて、それからまた議運を開くという流れでよろしいですか。

〔「はい」と発言する者あり〕

○村上委員長 それでは、また議運を開いてそこで決めるという方向で決めたいと思えますけども、皆さんどうでしょうか。

〔「はい」と発言する者あり〕

○村上委員長 ではそのように決したいと思います。よろしくお願いします。  
その他何かございますか。

〔「ありません」と発言する者あり〕

○村上委員長 なければ、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

なお、次回の議会運営委員会は、28日（金）予算特別委員会終了後に開催いたしますので、御承知おき願います。

大変お疲れさまでした。

午前11時03分閉会